

関係各位

財政局公共施設・事業調整課
担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について（通知）

本市発注の工事及び業務（設計・測量・調査等業務）（以下、「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、財公第 272 号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）」（令和 3 年 8 月 5 日）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび国土交通省から、令和 3 年 9 月 30 日をもって緊急事態宣言等が終了した後も、施工中の工事等における感染拡大防止措置等について、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、マスク着用、手洗い、換気等の感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う「三つの密」の回避等の対策が講じられるよう、あらためて、受注者に対し「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の周知徹底を図るなど、通知がありました。

各区局統括本部におかれましては引き続き、本市発注工事等の感染拡大予防の対応を徹底するとともに、工事等の一時中止措置等や感染拡大防止対策に係る費用の設計変更、感染者の状況報告等について、適切な対応と、工事監督課等担当部署への周知をよろしくお願いいたします。

1 添付資料

技監通知等一式

2 参考資料

- (1) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）（抜粋）

全文掲載 URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

- (2) 国土交通省事務連絡等一式

担当 財政局公共施設・事業調整課 大島・古賀
電話 045-671-4084
電子メール za-skokyo@city.yokohama.jp